

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 広 発 第 5 2 号
令 和 6 年 3 月 2 2 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

継 続

有 効	令和11年3月31日まで
被害者支援係	

警 務 部 長

警察署犯罪被害者支援ネットワークの連携強化について（通達）

警察署犯罪被害者支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）については、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）等に基づき、ネットワーク会員間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野において、具体的な事案に応じた対応力の向上を図ることが求められている。

本県では、平成29年10月までに県及び20市町において犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）が制定され、条例を踏まえた自治体からの照会対応や具体的な事案に対する支援活動等について連携を図っているところである。

各警察署においては、ネットワークを構築し、ネットワーク会議の開催等に取り組んでいるところであるが、ネットワークは、警察署が管轄する地域において関係機関・団体等が連携、協力して行う被害者支援の中核となるものであることから、引き続き、連携強化に向けた取組を推進されたい。

記

1 ネットワークの設置等に当たっての留意事項

(1) ネットワークの設置

現在、ネットワークについては、警察署が管轄する地域単位で設置・運営されているところであるが、引き続き、真に機能的な連絡、協議の場となるよう関係機関団体との連携、協力を強化すること。

なお、ネットワークにあっては、地域の実情や警察署の地理的状況、会員構成等に鑑み、例えば、同一の行政区域内に、会員構成がほぼ重複

するネットワークが複数ある場合などで、一のネットワークを設置するほうが、効果的かつ合理的であると判断される場合には、必要な検討を行った上で、再編することは差し支えない。

また、今後、市町合併や警察署等の統廃合等があった場合においても、その都度、ネットワークの設置単位が、効果的かつ合理的なものであるかについて検討すること。

(2) 会員構成等

ネットワークの会員構成については、地域の実情に応じて、必要な関係機関・団体への新規参画の働きかけを検討するなど、より効果的なものとなるよう配慮すること。

2 ネットワークの活性化を図るための留意事項

(1) 犯罪被害者等による講演会等の開催

会員相互において、犯罪被害者等の心情や個々の特性及び犯罪被害者支援の意義等についての理解を深めるために、ネットワーク会議等の場において、犯罪被害者等による講演、犯罪被害者支援に知見を有する者による講話などの開催に努めること。

なお、犯罪被害者等による講演を実施する場合には、あらかじめ、その心情等について、聴講者の理解を求めるなど、犯罪被害者等が講演に際して受けるおそれのある二次的被害の絶無を期すとともに、犯罪被害者等の負担軽減に配慮すること。

また、広報県民課との連携を図り、県内の中学校・高等学校において開催している犯罪被害者遺族等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の積極的活用を図ること。

(2) 具体的事例に基づく実戦的なシミュレーション訓練等の実施

会員が、それぞれの立場において、いかなる支援をどのように提供することが可能であるか、相互がどのように協働すべきかなどを確認、検証するため、具体的事例を策定し、実戦的シミュレーション訓練等の実施に努めること。

なお、具体的事例の策定にあたっては、被害直後の危機介入などの初期的対応を必要とするケースをはじめ、心身の不調、子弟の就学、経済的困窮、住居、医療、裁判関連等の問題に対する中・長期的対応を必要とするケースなど、様々な具体的事例について検討がなされるよう配慮すること。

(3) 会員相互の体制の確立

会員ごとに責任者及び担当者の指定が確実になされるよう配慮するとともに、会員間の連絡体制を確立しておくなど、真に会員相互の連携、協力に資する体制の構築を徹底すること。

3 ネットワーク会議実施計画の報告

毎年度、5月15日までに当年度におけるネットワーク会議の実施計画を

策定し、別記様式により、広報県民課宛て報告すること。

※ 様式省略

【継続措置状況】

初回発出日：平成31年4月15日

（有効期間：令和6年3月31日まで）